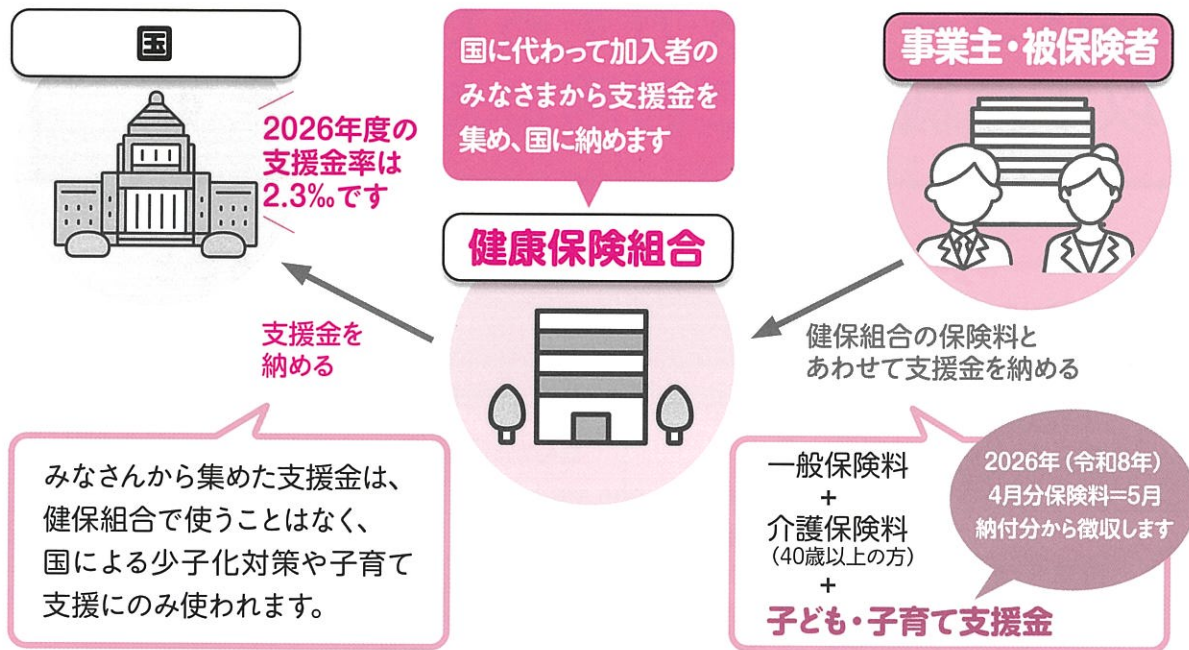


2026年度(令和8年度)から

「子ども・子育て支援金」が始まります!

子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。

2026年(令和8年)4月分から、健康保険料・介護保険料に上乗せする形で、子ども・子育て支援金の負担が始まります。



子ども・子育て支援金 誰がどのくらい負担するの? /

- ▶ 子どもがいる・いない等に関係なく、事業主とすべての被保険者が負担の対象となります。
 - ▶ 支援金の負担額は、
月給(標準報酬月額) × 国が示す支援金率 で決まります。
 - ▶ 支援金率は2028年度(令和10年度)にかけて段階的に上がる見込みです。
 - 2026年度(令和8年度) 2.3%程度
 - 2028年度(令和10年度) 4%程度
- 2028年度の負担が上限となります

【被保険者一人あたりの負担額(2026年度)】

例 月給(標準報酬月額) 30万円の場合の月額

$30万円 \times 2.3\% = 690円/月$

事業主と被保険者で折半

事業主 345円

被保険者 345円

※子ども・子育て支援金は、賞与にもかかります。

※%とは1000分の1を1とする単位で、0.1%に相当します。

「子ども・子育て支援金」はこんなことに使われます

児童手当をより手厚く

育休手当の給付率UP

こども誰でも通園制度

妊婦さんの経済的支援

時短勤務時の収入減をカバー

自営業・フリーランス等の方の
育児期間中の
国民年金保険料免除

詳しくは、こども家庭庁ホームページをご覧ください。

こども家庭庁 こども未来戦略

